志水第52　号

令和5年　5月11日

志木市指定給水装置工事事業者各位

志木市長　香　川　武　文

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

**志木市指定給水装置工事事業者の研修について**

日ごろ、志木市水道事業及び水道行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

当市は、公益社団法人日本水道協会主催の研修会に、協賛で参加しており、毎年志木市指定給水装置工事事業者研修会（埼玉県支部）として開催しています。

指定事業者におかれましては、水道法及び志木市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱により、給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めることとなっております。

引き続き、3年に1度本研修会または他の水道事業者及び公益社団法人日本水道協会の開催する指定給水装置工事事業者研修会を受講するようお願いいたします。

　また、志木市指定給水装置工事事業者の研修等に関する取扱要綱の改定により、志木市の修了証書につきましては本市主催の研修受講時のみ発行することとします。

なお、研修を受講しなかった指定事業者におかれましては、「志木市指定給水装置工事事業者研修会不参加理由書」を提出していただく必要がありますのでご承知おきください。

3年に1度の研修を受けていない場合には、指定事業者の指定の取り消しの基準等に該当しますので、十分に注意してください。

　今後とも本市の水道事業をよろしくお願いいたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　志木市上下水道部水道施設課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　０４８－４７３－１１３８（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者：赤川・谷